

利用料金表

●介護保険負担分

※当施設の利用料は介護度によって異なります。負担額は介護保険負担割合証に示される割合算出されます。一割負担の方は以下ようになります。

介護給付		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの自己負担分	基本料金 3時間以上4時間未満	368単位	421単位	477単位	530単位	585単位
	基本料金 4時間以上5時間未満	386単位	442単位	500単位	557単位	614単位
	基本料金 5時間以上6時間未満	567単位	670単位	773単位	876単位	979単位
	基本料金 6時間以上7時間未満	581単位	686単位	792単位	897単位	1,003単位
	基本料金 7時間以上8時間未満	655単位	773単位	896単位	1,018単位	1,142単位
	基本料金 8時間以上9時間未満	666単位	787単位	911単位	1,036単位	1,162単位
各種加算	入浴加算（Ⅰ）	40単位／回	利用中の入浴サービスを提供した場合			
	サービス提供体制加算Ⅱ	18単位／回	介護福祉士が50%以上配置されている場合			
	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56単位／回 (対象者のみ)	一定条件を整え個別ニーズに対応する機能訓練の体制及びサービス提供方法に着目した評価 ※厚生労働省へデータの提出を行った場合（+20単位）			
	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	85単位／回 (対象者のみ)				
	ADL維持等加算Ⅰ	30単位／月	所定の要件を満たし心身機能の維持向上を目的とした取り組み評価が行われた場合（評価結果および厚生労働省へのデータ提供等により加算区分変更）			
	ADL維持等加算Ⅱ	60単位／月				
	ADL維持等加算Ⅲ	3単位／月				
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位／回 (6か月に1回限度)	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の状態及び栄養状態を確認し介護支援専門員に提供した場合			
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位／回 (6か月に1回限度)	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰに加え厚生労働省へのデータの提供を行った場合			
	栄養アセスメント加算	50単位／月	専門職が共同で栄養アセスメントを行い結果を報告対応し、厚生労働省へのデータの提供を行った場合。			

*介護職員処遇改善加算として上記の合計金額の5.9%が上乘せされます。

*介護職員等特定処遇改善加算として上記の合計金額の1.2%が上乘せされます。

*介護職員等ベースアップ等支援加算として上記の合計金額の1.1%が上乘せされます。

*土浦市のデイサービス利用単価は1単位=10.27円になります。

※各種加算については、職員の体制、利用者様の状況等により内容が変更になります。

※送迎が実施されない場合（利用者が自ら通う場合・家族が送迎を行う場合）-47単位/片道

予防総合事業		要支援1・事業対象者		要支援2・事業対象者	
1月あたりの 自己負担分 「土浦市」	基本料金	月に4回まで (1回につき)	384単位	月に8回まで (1回につき)	395単位
		月に5回以上	1,672単位	月9回以上	3,428単位
	各種加算	サービス提供 体制強化加算	要支援1	72単位	
			要支援2	144単位	

*介護職員処遇改善加算として上記の合計金額の5.9%が上乗せされます。

*介護職員等特定処遇改善加算として上記の合計金額の1.2%が上乗せされます。

*介護職員等ベースアップ等支援加算として上記の合計金額の1.1%が上乗せされます。

*土浦市が保険者の場合デイサービス利用単価は1単位=10.27円になります。

●介護保険外費用負担分 (実費負担)

品目	料金	適応
給食費	575円	昼食費
オムツ販売価格(1枚)	紙おむつ : 120円	尿パット : 50円
	紙パンツ : 120円	◎廃棄料金を含めた額です

※オムツは原則として利用者持参でお願い致します。(施設のオムツを使用した場合は自己負担となります。)